

	Q	A
申請方法について		
1	申請から補助金交付までの手順を教えてください。	①申請者から財団へ、申請書類を提出（募集要領 p7【交付申請時必要書類一覧】参照） ②財団にて審査後、申請者へ交付決定通知 ③申請者にて事業実施後、財団へ実績報告書類を提出（募集要領 p8【実績報告時必要書類一覧】参照） ④財団にて審査後、申請者へ補助金額の確定通知 ⑤申請者から財団へ、請求書（第9号様式）を提出 ⑥財団から請求書記載の口座へ補助金交付（振込）
2	既に事業が完了している場合も上記1と同様の手順になりますか。	申請時点で既に事業が完了し支払いが終わっている場合の手順については、事前に財団（03-5579-8463）にご相談ください。
3	安全安心事業と広告宣伝事業を一緒に申請できますか。	申請可能です。
4	財務諸表上、赤字であっても申請できますか。	申請は可能です。ただし、財務諸表上、2期とも赤字の場合は、あわせて事業計画書の提出をお願いします。様式は任意です。
5	高効率空気清浄機をこれから申請予定です。申請金額の上限を教えてください。	高効率空気清浄機を申請する場合 ・高効率空気清浄機を設置する車両については、申請金額の上限は1台あたり30万円 ・高効率空気清浄機を設置しない車両については、申請金額の上限は1台あたり8万円 ※ただし、同一車両について既に本補助金の申請をしている場合は、既申請分の確定額を補助上限額から控除します。 （例）A車両に対する仕切り設置について本補助金を申請し、8万円の額確定を受けた。さらにA車両に高効率空気清浄機を設置する場合は、30万円－8万円＝22万円が補助上限額となる。
6	高効率空気清浄機と他の製品(仕切り等)を同時に申請予定です。申請金額の上限を教えてください。	・高効率空気清浄機を設置する車両については、申請金額の上限は1台あたり30万円 ・高効率空気清浄機を設置しない車両については、申請金額の上限は1台あたり8万円 ※本補助金の確定通知を受けた事業に係る経費については、再度申請出来ませんのでご注意ください。
7	募集要領2頁に記載の例以外の製品の購入を申請する場合、「新型コロナウイルス感染症対策として専門家の見解が分かる書類」が必要とあります。 専門家とはどのようなものですか。	大学等研究機関やJNLA(産業標準化法試験事業者登録制度)に登録された試験機関を想定しています。
8	「専門家の見解がわかる書類」として、「環境中から採取した新型コロナウイルス」を用いた試験結果報告書があります。 対象になりますか。	「環境中から採取した新型コロナウイルス」での試験結果では、ウイルスが分解されたことが明確にはわからない可能性があるため、対象外です。
対象車両について		

1	定期路線バスは対象になりますか。	交付要綱第3条及び第4条に合致する車両が対象となりますので、使用目的が「観光周遊」、「空港アクセス」でない場合は、対象とはなりません。
2	スクールバスは対象になりますか。	交付要綱第3条及び第4条に合致する車両が対象となりますので、使用目的が「観光周遊」、「空港アクセス」でない場合は、対象とはなりません。ただし、一時的にスクールバス等に使用していても、上記用途に併用するものであれば、対象となりえます。
対象事業について（1）観光バス等の乗客及び乗務員双方の安全安心を確保するための事業		
1	新たに補助対象となった"高効率空気清浄機"は具体的にどのようなものでしょうか。	0.1～0.3 μ mの微粒子を99.97%以上除去できる性能の高性能フィルタを搭載した空気清浄機を指します。 ※製品カタログ等に記載があるかご確認ください。
2	高効率空気清浄機に付随する空気清浄度モニターは対象になりますか。	対象となります。
3	高効率空気清浄機及び空気清浄度モニターは、観光バス・空港アクセスバス1台につき何台まで対象になりますか。	・空気清浄機は、新型コロナウイルス感染対策として効果的な必要最小限の台数が対象となります。複数台設置する場合は、メーカーに確認してください。 例：（株）デンソーの「Puremie（ピュアミエ）」の場合はバス1台につき2台までが対象となります。 ・空気清浄度モニターは、乗客に見えるよう設置する場合は、バス1台につき車両の前後に1台ずつ、計2台までが対象となります。
4	座席46席に対し50枚組の仕切り板セットを購入し、4枚は余りました。余り分も含めて補助対象となりますか。予備として保管しておき破損したら使用する場合は補助対象となりますか。	実際に設置・使用する分のみが補助対象となりますので、余った4枚×単価分を補助対象額から差し引いてください。予備分についても対象外となります。
5	手動の消毒液のボトルは対象になりますか。	対象外です。
6	非接触型体温計の購入は対象になりますか。	対象となります。
7	消毒は、どんなものが対象となりますか。	消毒液そのものは対象になりません。ただし、有効な消毒液を噴霧するための製品は対象となります。なお、有効な消毒液は経済産業省やNITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）、厚生労働省等が行う評価に基づいて判断をしています。ただし、成分そのものが有効でも噴霧することなどを想定していない場合などは対象になりません。 その他のもので申請をお考えの場合は、感染症対策防止として専門家の見解が分かる書類（ウェブサイト写しでも可）を確認した上で、ご相談ください。
8	フェイスシールドは対象ですか？その場合、何枚購入が可能ですか？	対象です。 原則1台につき1枚です。ただし、長距離移動を伴う営業、バスガイドを伴う営業をしている場合は、1台につきそれぞれ1枚ずつを加えた数を上限として申請してください。 例：長距離移動の営業 ○ バスガイド × 2枚/1台×対象車両数 ：長距離移動の営業 ○ バスガイド ○ 3枚/1台×対象車両数
対象事業について（2）バス等に係る風評被害払拭のための広告宣伝などの事業		
1	どのような広告宣伝が対象になりますか。	方法は、ちらし、ポスター、HP、社内アナウンスなどが対象です。内容は、新型コロナウイルス感染症緊急対策として、車内の安全性をうたうものに限ります。たとえば、定期的な消毒、空気の入替を行っているなど。
2	グッズの作成も対象になりますか。	グッズ作成も対象になりますが、それ自体が広告宣伝となるものに限ります。たとえば、タオルへの刺繍又は印字であれば対象となりますが、タオルを入れる袋への記載のみであれば対象外となります。
購入方法について		

1 インターネットや通信販売で購入してもよいでしょうか。	申請時や実績報告時に必要な書類またはそれに準ずるものが提出できれば、可能です。 ※送料は対象外経費です。
------------------------------	---